

今月のテーマ

# 障害者虐待のない 社会をめざして

## ■虐待とは

みなさんは「虐待」という文字を見てなにを想像しますか。「あつてはならないこと」「私はしない」等、いろんなことが頭に浮かぶのではないのでしょうか。「虐待」とは、一言で言うところ「立場の弱者に対して、立場の強い者が酷い扱いをすること」と定義できます。

## ■障害者虐待に関する法律

法律の名称は略して「障害者虐待防止法」と呼ばれています。2012年10月に施行されました。「虐待」を防止する法律としては、2000年の「児童虐待防止法」、2006年の「高齢者虐待防止法」に続いて3番目の法律です。目的は虐待を行った人を「取

り除いて罰する事」ではなく、なにおいても「虐待を防止する」ことです。

## ■障害者虐待防止法の目的

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」となっています。第1条【目的】には、①なにももって虐待を禁止すること、②国や地方自治体の責務を明らかにすること、③虐待を受けた障害のある人たちに対して保護及び支援をすること、とあわせて、④虐待をした養護者に対して、再び虐待が起こらないようにあらゆる支援をしていくこと、が盛り込まれていることが大きな特徴と言えます。

## ■障害者虐待の定義と類型

【第2条】で対象とする障害のある人を、障害者基本法と同様に、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他心身の機能に障害があり、その障害や社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活が困難な人」と障害者権利条約にある社会モデルを適用しています。また、障害者虐待の定義を3つに分類して、①養護者による虐待（家族はもとより、親戚や同居人、支援する人等も含む）、②障害者福祉施設従事者による虐待、③使用者による虐待（就労先の事業主や労働者）としています。そして、虐待の行為類型を5つに分類して、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放任（ネグレクト）、⑤経済的虐待の5類型としています。

さらに、障害のある人が自ら虐待を受けたことを訴えることが難しいこともあることから、「この法律では「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」とされています。しかし「通報」と言うだけでもハードルが高く感じられて

しまい、うまく機能していない場合があるのも現実です。また、通報したもの「虐待でなかったらどうしよう」や、「虐待者や周りの人から、あの人が通報したのではと思われないのではないか」など、さまざまな不安がよぎるのも確かです。

なにかおかしいと思う様子が「虐待」であるかどうかは通報者が判断するのではなく、行政も含めた専門家チームによる合議で客観的に判定を行い、その後適切な支援が実施されます。同時に、通報者の秘密はしっかりと守られることになっていますので、誰が通報したかが明らかになることはありません。施設従事者についても、「通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取り扱いを受けない」と明記されています。しかしながら障害者施設での虐待を通報した職員が自らテレビなどの取材を受け証言したケースで、施設側から損害賠償請求をされる事態も起こっています。他にも施設側から自主退職に追い込まれるケースなど、法律の理念から逸脱した看過できない事例も起こっています。

「虐待」と認定された場合の虐待者は、その内容により、暴行罪

や傷害罪、強制わいせつ罪などの既存の刑法等に照らして裁きを受けるのは当然のことです。

## ■後を絶たない 障害者施設での虐待

2006年の障害者自立支援法の施行後、障害者福祉に市場原理が導入されるなか、「ビジネスとしての福祉事業」を行う事業者も増えてきました。昨年末にも新聞報道された就労継続支援A型事業

所の障害者の大量解雇問題などはその典型事例です。そのようなか、障害に対する専門知識や経験の乏しい職員が、十分な学習や研修の機会がまま現場で障害のある人の支援をするような場面も多くなってきているのではないのでしょうか。

そういった意味でも、「生産性」や「効率性」を障害者福祉の現場に求める今の国の制度を根本的に改める必要があると思います。ゆとりのない職場環境では、職員の支援がだんだんと力ずくや威圧的な態度になってしまふこともあると思います。始めは小さな不適切な対応が、徐々にエスカレートしていき虐待事例になって発覚しているケースが増えていると考えられます。

虐待防止には人権感覚と感性を高めることが大切だと言われています。虐待に関するセルフチェックシートなどを活用したり、外部の研修に出かけたり、なにかできることを一つずつ始めることで、気づきや仕事の振り返りができると思います。

## ■これからに向けて

「障害者虐待防止法」は、昨年10月で施行後5年が経過しまし

た。附則には、施行後3年を目途に見直しを行うことになっていますが、未だに行われていません。この間起こった虐待認定の事例や現状等をしつかりと分析し、早急に法律の見直しに着手すべきです。とりわけ、通報義務の対象に病院、学校、保育所、官公署が入っていないことは問題です。また、精神科病棟における虐待については、その実態を把握するための調査が求められます。

この間多発している「通報者に対する不利益取り扱い」がなされないような法的な保護も求められます。

## ■障害者権利条約とともに

「障害者虐待防止法」には「障害者権利条約」の理念がしっかりと反映されています。「障害者権利条約」で障害のある人の権利がしっかりと保障される社会が実現できれば、障害者虐待防止法が必要のない時代もやがて来るはずで

す。これからもそんな社会の実現をめざしてみなさんといっしょにがんばっていきましょう。

栗津浩一（あわづ ひろかず）  
きょうざれん京都支部支部長

	擁護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従業者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			〈参考〉都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	4,458件 (4,635件)	1,746件 (1,860件)	664件 (628件)	虐待が 認められた 事業所数 299事業所 (253事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	1,666件 (1,764件)	311件 (263件)		
被虐待者数	1,685件 (1,811件)	525件 (455件)		483件 (393件)

(注1) 上記は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものです。カッコ内については、前回調査（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）のもの。  
(注2) 都道府県労働局の対応については、平成27年8月27日大臣官房地方課企画室のデータを引用。

	擁護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従業者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			〈参考〉都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	4,450件 (4,458件)	2,160件 (1,746件)	848件 (664件)	虐待が 認められた 事業所数 507件 (299件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,593件 (1,666件)	339件 (311件)		
被虐待者数	1,615件 (1,695件)	569件 (525件)		970件 (483件)

(注1) 上記は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものです。カッコ内については、前回調査（平成25年4月1日から平成27年3月31日まで）のもの。  
(注2) 都道府県労働局の対応については、平成28年7月27日労働基準局労働関係法課労働紛争処理業務室のデータを引用。〈「虐待件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。〉

▲障害者虐待の件数（厚生労働省HPより）。上表：2014年度調査結果 下表：2015年度調査結果